

折々の記 No298：母死亡に伴う諸事恙なく終了せり！

(R5/7/31 記)

特養入居中の母が2月4日に亡くなり（享年101歳）、その後の諸々の措置も殆ど終了したので、その顛末を簡単に記したい。結構大変だった。

1 墓仕舞い

郷里の田舎の共同納骨堂に納められている数柱の御遺骨を含め、母の遺骨をどうするのか、納骨堂を如何に処置するのかが大問題である。菩提寺の住職（地元中学校の後輩である。）にも尋ね、netでも種々調べると、宗教により差はあるものの、我が家が信じる『浄土真宗においては、死ねばすぐ仏様になるので、遺骨も位牌も特段重要ではない。過去帳に法名を記し、それを拝めば宜しい。』とのことで、全ての位牌や仏具は菩提寺で供養して貰った。

遺骨はどうするか？当初は遺灰にして所縁の地に散骨したらと思ったのだが、海洋散骨以外は問題が起きる可能性もあり、お勧め出来ないとのことで、再火葬方式を勧められた。即ち、御遺骨の一部を小さな骨壺に入れて当面は手元供養することとしたのだ。業者に再火葬及び手元供養の仏具準備を依頼した。（併せて姪のために彼女の母の遺骨をアクセサリー化し、彼女も喜んで呉れた。）

これからは小振りの仏壇を安置して朝夕祈ろう。小生等死亡後の事は子供たちが考えてくれるだろう。その前に話し合う必要もあるかも。

2 遺言書の検認や相続登記手続き

母の生前、父の死に伴う手続きにおいて死んだ弟の子供（代襲相続人）をも含めた書類手続きがあり、面倒かつ複雑で、かつ腹立たしいこともあったので、遺言書を書くように勧めていた。母は、小生の言に従い、自筆遺言書を書いて妹に預けていた。封をしてあったので、それをどう処理すべきなのかを調べたら、家裁の検認が必要とのことであり、小生一人では時間的にも無理と思ったので、親戚の司法書士に依頼することとし、併せて母の遺言に従った相続手続きをも頼んだ。

検認手続きには申立人である小生は立会する必要があるとあり、帰省して立会した。得難い経験であった。

司法書士に依頼したお陰で、それなりの時間と金はかかったもののスムーズに処置ができた。

3 実家の解体・更地化

高齢の母は独居であったが、コロナ禍の1年位前から特養入居中であった。従って、実家に住むべき者も居ないので解体することとした。解体費や解体業者の選考が問題である。調べると解体業者紹介のサイトがあり、そこをコンタクトしてみると信頼できそうなので、業者紹介を依頼した。三社ほどの応募があり、夫々の見積りを承知し、質問をし、各業者の会社情報を調べて、安くて信頼できる業者を選定し、解体等を依頼した。契約に先立ち、帰省して現地で業者と具体的に調整したのは言うまでもない。

期待通りの解体・更地化をしてもらった。

4 某共済関係の手続きの厳しさに閉口

父の死に伴う共済関係は母が引き継いだのだが、その際には特段の難しさは感じなかった。が、今回は共済関係の終了手続きであり、厳密な手続きが要求された。遺言書があってもそれでは不十分と共済本部の上司は言うとのこと。彼自身は小生の言を理解してくれたのだが・・・

それで実印を押印した書類が日本中を動く羽目になった。

尚、マイナンバーカードによるコンビニ交付が問題ともなった時期であり心配したが印鑑証明は難なく取得できた。

何れにしてもこんなに共済関係で時間を要するとは思いの他であった。

5 転籍

父母生存中は、本籍を移すことは憚れたが、その憚りもなくなったので、遠隔地が本籍では手続きがやや面倒でもあり、本籍を移すことにした。転籍届を出せば良いだけとはなんと簡単なことだったか。戸籍謄本のコンビニでの交付受けも問題なく、あっけない位に終わった。鹿児島と縁が切れた訳ではないが、矢張り何となく寂しいものだ。

6 母の1周忌法要等

母の弟妹は存命であり、母の法事を如何に行うかは、叔父叔母にとっては重大関心事である。初盆は小生が神妙に執り行うこととし、1周忌は叔父叔母の参列をも得て執り行わない訳にはいかないので、目下思案中である。

法事をしたる後、精進落としの食事会を盛大にしたいと予算を拘置している。3回忌以降は当地で小生がということになる。

7 その他今後の件

売却できそうもない田畑や山林をどうするかが今後の問題である。国に返却(?)等にも金がかかり、放置するには問題がありそうで、有効な解決策が見当たらず。

8 結言

これだけのことを遠隔地に居て、母死亡後半年で処置し得たのは褒められるべきか？何もせずに放置するケースが多いやに聞く。確かに年寄りには無理だろう。早くから終活して、子供に迷惑かけないようにしておくのが親の務めなのだろうが・・・。